

共同生活援助（グループホーム）の基準 概要

R3.11.1

1 グループホームの種類

- (1) 介護サービス包括型…介護サービスを事業所が提供する。生活支援員を配置する。
- (2) 外部サービス利用型…介護サービスを受託居宅介護サービス事業者が提供する（事業所が契約）。
- (3) 日中サービス支援型…常時介護を要する者に対し、昼夜を通じて介護サービスを事業所が提供する。

2 設備基準

(1) 立地

「病院」、「障害者支援施設」等と同一敷地・隣接地でないこと。

※住宅地又は住宅地と同程度に家族や地域住民との交流の機会が確保される地域の中にあること。

※グループホームは住まいの場であるため、日中活動事業所との位置関係について配慮すること。

(2) 事業所【定員：4人以上】

1以上の共同生活住居が必要。

複数の共同生活住居を設置する場合は、**30分程度で移動**できる範囲内とすること。

(3) 共同生活住居【定員：2人以上10人以下※】

1以上のユニットを有する1つの建物のこと。

※既存建物（例：寮として建てられた建物等）を活用する場合は、2人以上20人以下の取扱いが可能。

※入居定員8人以上の共同生活住居は、基本単位数の95%又は90%の減算。

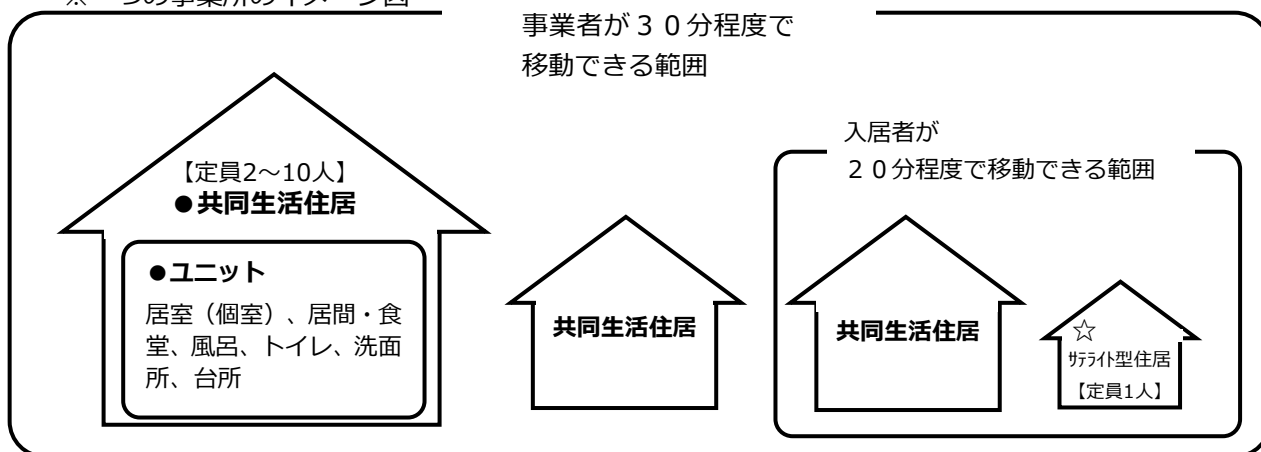
(4) ユニット【定員：2人以上10人以下】

居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備により一体的に構成される生活単位。

<必要設備>

定員分の居室（（個室）収納設備を除き7.43㎡以上・収納設備必須）、居間、食堂、風呂、トイレ、洗面所、台所 等

※一つの事業所のイメージ図 ● 事業所【定員4人以上】



☆ サテライト型住居【定員：1人】（介護サービス包括型及び外部サービス利用型に限る）

3年の間に一般住宅等へ移行可能な見込みのある利用者を対象にした住居。

一の本体住居に2か所まで（本体住居の定員が4人以下の場合は1か所まで）

入居者が本体住居とサテライト型住居間を**20分以内**で移動することが可能であること

<居室（（個室）収納設備を除き7.43㎡以上・収納設備必須）、風呂、トイレ、洗面所、台所、通信機器 等>

3 関係部署との必要な手続き・事前調整について

- ①障害者総合支援法（市町村障害福祉担当課：市町村の障害福祉計画に合致しているかどうか）
- ②消防法（消防署：火災報知設備、火災通報装置、スプリンクラー等の消防用設備の設置等）
- ③建築基準法（建築安全センター、市町村（同法所管課））
 - ※検査済証（確認済証、建築台帳記載事項証明書、建築計画概要書等）
- ④都市計画法（市町村（同法所管課））
- ⑤バリアフリー法（市町村（同法所管課））
- ⑥農地法（農業委員会）
- ⑦給食施設等の届出（保健所）
- ⑧労働基準法（労働基準監督署）

4 人員基準

(1) 職種、配置基準等（介護サービス包括型・外部サービス利用型・日中サービス支援型 共通事項）

職種	配置基準	勤務形態／注意事項
管理者	1人	常勤で、管理業務に従事 (支障がない場合、他の職務との兼務可)
サービス管理責任者 (★1要件有り)	利用者30人に1人以上	定員20人以上 常勤専従(努力義務) 定員20人未満 非常勤可 (他の職種と兼ねる場合は時間を分けること)
世話人(家事援助)	利用者6人に1人以上 (日中サービス支援型は利用者5人に1人以上)	非常勤可 (他の職種と兼ねる場合は時間を分けること)
生活支援員(介護)	利用者の障害支援区分(★2)に応じて常勤換算でイ～ニの合計数以上 イ 障害支援区分3の人数÷9 ロ 障害支援区分4の人数÷6 ハ 障害支援区分5の人数÷4 ニ 障害支援区分6の人数÷2.5	非常勤可 (他の職種と兼ねる場合は時間を分けること) ※外部サービス利用型は不要。 代わりに受託居宅介護サービス事業者と契約を結ぶ必要がある。
夜間支援従事者 ※日中サービス支援型は必須	夜間及び深夜の時間帯を通じて1人以上	介護サービス包括型及び外部サービス利用型は任意。配置すると加算対象になる。 日中サービス支援型は共同生活住居ごとに夜勤必須(宿直不可)。

(2) 日中サービス支援型の追加要件

- ・ 世話人及び生活支援員のうち1人以上は常勤でなければならない。
- ・ 常時の支援体制を確保するため、共同生活住居ごとに、1日を通じて1人以上の世話人又は生活支援員を配置しなければならない。

★1 サービス管理責任者の要件

①実務経験	【必須】資格の有無等により異なりますので、厚生労働省の告示〔H18.9.29厚生労働省告示第544号（H31.3.29改正）〕を参照のこと
②研修受講	サービス管理責任者基礎研修+実践研修

- ★2 新規指定申請時は、利用者の障害支援区分を見込みで想定すること

(3) 職員の配置時間帯

世話人及び生活支援員については、夜間支援時間以外の時間帯（※1）に必要な員数を確保する。
夜間支援時間は、利用者の生活サイクルに応じて、1日の活動終了時刻から開始時刻までを基本として事業所ごとに設定することができるが、最低限22時から5時までは必ず含める必要がある（※2）。

- ※1 介護サービス包括型及び外部サービス利用型のグループホームにおいて日中支援加算を算定する必要がある場合、日中支援加算を算定するための職員配置については、管理者・サービス管理責任者・世話人・生活支援員に係る常勤換算には含められない。なお、日中サービス支援型は日中支援加算の対象外。
- ※2 夜間支援時間帯の支援については夜間支援従事者の配置が必要であり、夜間支援従事者の勤務時間は管理者・サービス管理責任者・世話人・生活支援員に係る常勤換算には含められない（介護サービス包括型及び外部サービス利用型について夜間支援を実施した場合、夜間支援等体制加算の対象となる。日中サービス支援型は夜間支援等体制加算対象外。）。

5 運営基準

(1) 利用者負担を求められることができる費用

〔H18.12.6厚生労働省通知「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて」(H26.3.31改正)〕

食材料費、家賃、光熱水費、日用品費

※注意※ 利用者負担を求められることができる費用については、以下の点にご留意ください。

- ①費用の内容、内訳を明示（運営規程に明記）すること。内容が曖昧な費用徴収は認められない。
- ②費用の内容、内訳に関し、その妥当性を障害者支援課に確認すること。
- ③費用の徴収に際し、利用者の同意を得ること。

(2) バックアップ施設（支援体制の確保）

障害者支援施設等をバックアップ施設として定めること（相手方の了承を得て協定書等を取り交わすこと）。

(3) 協力医療機関

利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、相手方の了承を得た上で、協力医療機関を定め協定書を取り交わしておくこと（協力歯科医療機関については努力義務。いずれも近距離にあることが望ましい。）。

(4) 指定短期入所の併設（日中サービス支援型）

共同生活援助事業所と併設又は同一敷地内において、指定短期入所（空床型を除く）を行うこと。

(5) 協議の場の設置等（日中サービス支援型）

地方公共団体が設置する協議会等に対して、定期的に事業の実施状況を報告し、評価を受けるとともに、要望・助言等を聴く機会を設けること。

※ グループホームの入居者が、一住民として地域生活を送るために、事業所の開設に際して近隣住民の理解を得ておくことが望ましい。

6 留意事項

- (1) 近頃、存在する別会社の名前を許可なく名乗り、県・市町村担当窓口にお問い合わせをする事例がありました。会社名、担当者名等、悪用されないようご注意ください。
- (2) 平面図の事前協議等、ご相談は必ず直接事業予定者（運営法人）様からご連絡ください。委託事業者や建設会社からの問い合わせにはご協力いたしかねます。
- (3) 開所後、当初の入所計画どおりにならず閉鎖する事例も少なからず見受けられますので、事業計画は慎重にご検討ください。

●埼玉県ホームページ 事業者指定の手続き（共同生活援助）

<http://www.pref.saitama.lg.jp/site/gh/>